

所得税・贈与税・消費税の確定申告と市・県民税の申告はお早めに

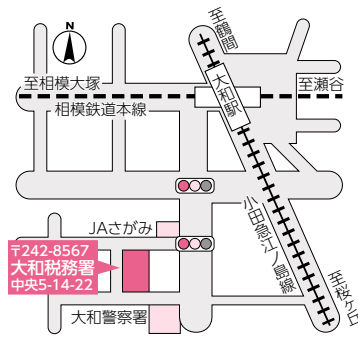
2019年分の所得税(復興特別所得税を含む)・贈与税・消費税の確定申告書の提出、納税、申告書作成会場開設の期間は左表のとおりです。申告期限が間近になると混雑が予想されますので、早めの申告をお勧めします。

	確定申告の提出、納税の期限	申告書作成会場開設期間
所得税 (復興特別所得税を含む)	3月16日(月)まで	2月17日(月)～ 3月16日(月)
贈与税		
消費税 (個人事業者)	3月31日(火)まで	

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月24日(祝)・3月1日(日)は確定申告の相談と申告書の提出を受け付けます(申告書作成会場も使用可)。

と き▼申告書作成会場受付時間
午前8時30分～午後4時(提出のみの場合は午後5時まで)、相談時間・午前9時～午後5時
ところ▼大和税務署(中央5-14-22)。
※申告書作成会場では相続税の相談は受け付けていません。
※申告書作成会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切る場合があります。

※国税に関するよくある質問と回答は、国税庁のホームページの「タックスアンサー」でも調べることができます。



※車での来場はご遠慮ください。

■税の申告時にマイナンバー(個人番号)を記載してください

確定申告書や市・県民税申告書の提出の際には、申告者本人と扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載するとともに、本人確認書類の提示または写しの添付をしてください。本人確認書類の例▼①マイナンバーカードのみ(番号確認および身元確認)、②通知カードなど(番号確認)と運転免許証など(身元確認)。※郵送で申告書を提出する場合は、①の両面または②の写しを添付してください。

問 大和税務署 ☎(262)9411 (代)

市役所でも一部の確定申告ができます

収入が給与および公的年金のみの方が対象です。いずれも申告・相談受け付けは終了時間の30分前までですが、混雑している場合には、受け付けを早めに締め切る場合があります。手続きの際は、税務署から送付された「確定申告のお知らせ」がきまたは封書があればお持ちください。
市役所会議室棟▼2月17日(月)～3月16日(月)午前8時30分～午後4時(土・日曜日・祝日を除く。提出のみの場合は午前8時30分～午後5時)。

※2月23日(祝)・3月1日(日)の午前8時30分～11時は受け付けます(提出のみの場合は午後0時30分まで)。
渋谷学習センター▼2月21日(金)午前10時～午後4時。
※今回から開始時刻が変わりました。
※駐車・駐輪場は有料です。

■市役所でできない確定申告(大和税務署へ)

- ・事業・不動産・配当・一時・雑(公的年金などを除く)・譲渡など、給与と公的年金以外の所得の申告
- ・源泉徴収票がない人の申告

・所得税の住宅借入金等特別控除の申告
・亡くなった親族の準確定申告
・所得税以外の国税の申告など。

市・県民税の申告も忘れずに

今年1月1日現在、大和市内に住所があった人は、収入の有無にかかわらず、3月16日(月)までに市役所で市・県民税の申告をしてください(次のいずれかに該当する場合は申告不要です)①所得税の確定申告(還付申告を含む)をした、②前年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている、③前年中の収入が400万円以下の公的年金のみで、源泉徴収票の控除内容に変更や追加がない、④同居している同じ世帯の人の年末調整や確定申告で扶養親族になっている)。
市・県民税の申告は、保育所入所や公営住宅入居などの申し込みのほか、児童手当など各種手当の支給や国民年金保険料の免除判定、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定など、各種行政サービスの基礎資料になります。

問 市役所市民税課個人市民税第1・2係 ☎(260)5232(4)